(令和6年1月15日学長裁定)

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報公開実施要項(平成 16 年学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正す

る。	
	※下線部分は、改正箇所を示す。
改正後	現行
(略)	(略)
(開示等の決定)	(開示等の決定)
第5 (略)	第5 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) · (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するとき	(3) 法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取 するとき
<u>ア</u> 法第14条第1項にあっては別紙様式第5—1号により当該第三 者に通知	<u>イ</u> 法第14条第1項にあっては別紙様式第5—1号により当該第三 者に通知
<u>イ</u> 法第14条第2項にあっては別紙様式第5—2号により当該第三 者に通知	<u>ロ</u> 法第14条第2項にあっては別紙様式第5—2号により当該第三 者に通知
(略)	(略)
(手数料の額等)	(手数料の額等)
数0 て料料はの数は、44のタロ)を用ばって料料のは八月ウドーフ は	数0 工料収益の短は 場の夕日に担ばて工料収の反ハス大ド フト

第9 手数料等の額は,次の各号に掲げる手数料の区分に応じ,それ | 第9 手数料等の額は,次の各号に掲げる手数料の区分に応じ,それ ぞれ該当各号に定める額とする。

- (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
- (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき, 別表の左 欄に掲げる法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施の方法ごと に、同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受け
- ぞれ該当各号に定める額とする。
 - (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左 欄に掲げる法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施の方法ごと に、同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受け

る場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

(略)

附則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

別表 (第8第2項, 第9第1項第2号関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2	<u>ア</u> 閲覧	100枚までごとにつき10
の項から4の項ま		0円
で又は8の項に該	<u>イ</u> 撮影した写真フィ	1枚につき100円に12枚
当するものを除	ルムを印画紙に印画	までごとに760円を加え
⟨。)	したものの閲覧	た額
	ウ 複写機により複写	用紙1枚につき10円 (A2
	したものの交付	判については40円, A1
		判については80円)
	工 複写機により用紙	用紙1枚につき20円 (A2
	にカラーで複写した	判については140円, A 1
	ものの交付	判については180円)
	オ 撮影した写真フィ	1枚につき120円(縦203
	ルムを印画紙に印画	mm, 横254mmのものに
	したものの交付	ついては、520円)に12
		枚までごとに760円を加
		えた額
	<u>カ</u> スキャナにより読	1枚につき100円に当該

る場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

(略)

別表 (第8第2項, 第9第1項第2号関係)

	法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1	文書又は図画(2	<u>イ</u> 閲覧	100枚までごとにつき10
	の項から4の項ま		0円
	で又は8の項に該	ロ 撮影した写真フィ	1枚につき100円に12枚
	当するものを除	ルムを印画紙に印画	までごとに760円を加え
	< ∘)	したものの閲覧	た額
		ハ 複写機により複写	用紙1枚につき10円(A2
		したものの交付	判については40円, A1
			判については80円)
		<u>ニ</u> 複写機により用紙	用紙1枚につき20円(A2
		にカラーで複写した	判については140円, A1
		ものの交付	判については180円)
		ホ 撮影した写真フィ	1枚につき120円(縦203
		ルムを印画紙に印画	mm, 横254mmのものに
		したものの交付	ついては,520円)に12
			枚までごとに760円を加
			えた額
		へ スキャナにより読	1枚につき100円に当該

	み取ってできた雷磁	文書又は図画1枚ごとに	11		み取ってできた雷磁	文書又は図画1枚ごとに
	的記録を光ディスク	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			的記録を光ディスク	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	(日本産業規格X060	10/1/2/34/2/248			(日本産業規格X060	
	6及びX6281に適合す				6及びX6281に適合す	
	る直径120ミリメート				る直径120ミリメート	
	ルの光ディスクの再				ルの光ディスクの再	
	生装置で再生するこ				生装置で再生するこ	
	とが可能なものに限				とが可能なものに限	
	る。) に複写したもの				る。)に複写したもの	
	の交付				の交付	
+	スキャナにより読	1枚につき120円に当該			ト スキャナにより読	1枚につき120円に当該
み	取ってできた電磁的	文書又は図画1枚ごとに			 み取ってできた電磁的	文書又は図画1枚ごとに
記	録を光ディスク(日本	10円を加えた額			記録を光ディスク(日本	10円を加えた額
産	業規格X6241に適合				産業規格X6241に適合	
す	る直径120ミリメート				する直径120ミリメート	
ル	の光ディスクの再生				ルの光ディスクの再生	
装	置で再生することが				装置で再生することが	
可	能なものに限る。)に				可能なものに限る。)に	
複	写したものの交付				複写したものの交付	
2 マイクロフィル ア	用紙に印刷したも	用紙1枚につき10円	2	? マイクロフィル	<u>イ</u> 用紙に印刷したも	用紙1枚につき10円
	のの閲覧			4	のの閲覧	
1	専用機器により映	1巻につき290円			ロ 専用機器により映	1巻につき290円
	写したものの閲覧				写したものの閲覧	
<u>ウ</u>	用紙に印刷したも	用紙1枚につき80円 (A3			<u>ハ</u> 用紙に印刷したも	用紙1枚につき80円 (A3
	のの交付	判については140円, A2			のの交付	判については140円, A2
		判については370円, A1				判については3 7 0円, A1
		判については690円)				判については690円)
3 写真フィルム ア	即画紙に印画した	1枚につき10円	3	3 写真フィルム	<u>イ</u> 印画紙に印画した	1枚につき10円
	ものの閲覧				ものの閲覧	
1	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1枚につき30円(縦203				1枚につき30円(縦203
	ものの交付	mm, 横254mmのものに			ものの交付	mm, 横254mmのものに

		ついては、430円)
4 スライド(9の項	ア 専用機器により映	1巻につき390円
	 写したものの閲覧	
除く。)	イ 印画紙に印画した	1枚につき100円(縦203
	ものの交付	mm, 横254mmのものに
		ついては、1,300円)
5 録音テープ (9の	ア 専用機器により再	1巻につき290円
項に該当するもの	生したものの聴取	
を除く。)又は録	<u>イ</u> 録音カセットテー	1巻につき430円
音ディスク	プに複写したものの	
	交付	
6 ビデオテープ又	ア 専用機器により再	1巻につき290円
はビデオディスク	生したものの視聴	
	<u>イ</u> ビデオカセットテ	1巻につき580円
	ープに複写したもの	
	の交付	
7 電磁的記録(5の	ア 用紙に出力したも	用紙100枚までごとにつ
項,6の項又は8の	のの閲覧	き200円
	<u>イ</u> 専用機器により再	1ファイルにつき410円
を除く。)	生したものの閲覧又	
	は視聴	
		用紙1枚につき10円
	のの交付	
		用紙1枚につき20円
	力したものの交付	
	(削除)	(削除)
		1枚につき100円に1ファ
		イルごとに210円を加え
	81に適合する直径120	た額

円)				ついては,430円)
]	4	スライド(9の項	<u>イ</u> 専用機器により映	1巻につき390円
		に該当するものを	写したものの閲覧	
](縦203		除く。)	ロ 印画紙に印画した	1枚につき100円(縦203
のものに			ものの交付	mm, 横254mmのものに
0円)				ついては、1,300円)
]	5	録音テープ (9の	<u>イ</u> 専用機器により再	1巻につき290円
		項に該当するもの	生したものの聴取	
]		を除く。)又は録	ロ 録音カセットテー	1巻につき430円
		音ディスク	プに複写したものの	
			交付	
]	6	ビデオテープ又	<u>イ</u> 専用機器により再	1巻につき290円
		はビデオディスク	生したものの視聴	
]			ロ ビデオカセットテ	1巻につき580円
			ープに複写したもの	
			の交付	
ごとにつ	7	電磁的記録(5の	<u>イ</u> 用紙に出力したも	用紙100枚までごとにつ
		項, 6の項又は8の	のの閲覧	き200円
き410円		項に該当するもの	ロ 専用機器により再	1ファイルにつき410円
		を除く。)	生したものの閲覧又	
			は視聴	
.0円			<u>ハ</u> 用紙に出力したも	用紙1枚につき10円
			のの交付	
20円			ニ 用紙にカラーで出	用紙1枚につき20円
			力したものの交付	
			ホ フレキシブルディ	1枚につき50円に1ファ
			スクカートリッジに	イルごとに210円を加え
			複写したものの交付	た額
]に1ファ			<u>へ</u> 光ディスク (日本工	1枚につき100円に1ファ
円を加え			業規格X0606及びX62	イルごとに210円を加え
			81に適合する直径120	た額

mmの光ディスクの再	mmの光ディスクの再
生装置で再生するこ	mmの元/イベクの円 生装置で再生するこ
とが可能なものに限	とが可能なものに限
る。)に複写したもの	る。)に複写したもの
の交付	の交付
$\underline{\underline{D}}$ 光ディスク(日本産 1 枚につき 120 円に 1 ファ	<u>ト</u> 光ディスク (日本産)1枚につき120円に1ファ
業規格 X62 41に適合 イルごとに 210 円を加え	業規格X6241に適合 イルごとに210円を加え
する直径120ミリメーた額	する直径120ミリメー た額
トルの光ディスクの	トルの光ディスクの
再生装置で再生する	再生装置で再生する
ことが可能なものに	ことが可能なものに
限る。)に複写したも	限る。)に複写したも
のの交付	のの交付
<u>キ</u> 幅 12.7 mmのオープ 1巻につき $7,000$ 円に 1 フ	$\underline{\mathcal{F}}$ 幅 12.7 mmのオープ 1巻につき $7,000$ 円に 1 フ
ンリールテープに複 ァイルごとに210円を加	ンリールテープに複 ァイルごとに210円を加
写したものの交付 えた額	写したものの交付 えた額
ク 幅12.7mmの磁気テ1巻につき800円(日本工	<u>リ</u> 幅12.7mmの磁気テ1巻につき800円(日本工
ープカートリッジに 業規格X6135に適合す	││
複写したものの交付 るものについては2,500	複写したものの交付 るものについては2,500
円, 国際規格14833, 15	円,国際規格14833,15
895又は15307に適合す	895又は15307に適合す
るものについてはそれ	るものについてはそれ
ぞれ8,600円, 10,500円	ぞれ8,600円, 10,500円
又は12,900円)に1ファ	又は12,900円)に1ファ
イルごとに210円を加え	イルごとに210円を加え
た額	た額
ケ 幅8mmの磁気テー 1巻につき1,800円(日本	ヌ 幅8mmの磁気テー 1巻につき1,800円(日本
プカートリッジに複 工業規格X6142に適合	──プカートリッジに複 工業規格X6142に適合
写したものの交付 するものについては2,6	写したものの交付 するものについては2,6
00円, 国際規格15757に	00円, 国際規格15757に
適合するものについて	適合するものについて

			は3,200円) に1ファイル				は3,200円) に1ファイル
			ごとに210円を加えた額				ごとに210円を加えた額
		<u>コ</u> 幅3.81mmの磁気テ	1巻につき590円(日本工			<u>ル</u> 幅3.81mmの磁気テ	1巻につき590円(日本工
		 ープカートリッジに	業規格X6129,X6130又			ープカートリッジに	業規格X6129, X6130又
		複写したものの交付	はX6137に適合するも			複写したものの交付	はX6137に適合するも
			のについてはそれぞれ8				のについてはそれぞれ8
			00円, 1,300円又は1,75				00円, 1,300円又は1,75
			0円) に1ファイルごとに				0円) に1ファイルごとに
			210円を加えた額				210円を加えた額
8	映画フィルム	ア 専用機器により映	1巻につき390円		8 映画フィルム	<u>イ</u> 専用機器により映	1巻につき390円
		写したものの視聴				写したものの視聴	
		<u>イ</u> ビデオカセットテ	6,800円(16mm映画フ			<u>ロ</u> ビデオカセットテ	6,800円(16mm映画フ
		ープに複写したもの	ィルムについては13,00			ープに複写したもの	イルムについては13,00
		の交付	0円, 35 mm映画フィル			の交付	0円, 35mm映画フィル
			ムについては10,100円)				ムについては10,100円)
			に記録時間10分までご				に記録時間10分までご
			とに2,750円(16mm映)				とに2,750円(16mm映
			画フィルムについては				画フィルムについては
			3,200円,35mm映画フ				3,200円, 35mm映画フ
			ィルムについては2,650				イルムについては2,650
			円)を加えた額				円)を加えた額
9			1巻につき680円				1巻につき680円
	音テープ(注)	生したものの視聴			音テープ(注)	生したものの視聴	
			5,200円(スライド20枚				5,200円(スライド20枚
		**	を超える場合にあって			***	を超える場合にあって
			は, 5,200円にその超え			の交付	は, 5,200円にその超え
			る枚数1枚につき110円				る枚数1枚につき110円
	を加えた額)				tti. la		を加えた額)
	備考 1の項 <u>ウ若しくはエ</u> , 2の項 <u>ウ</u> 又は7の項 <u>ウ若しくはエ</u> の場合				備考 1の項 <u>ハ</u> , 2の項 <u>ハ</u> 又は7の項 <u>ハ</u> の場合において, 両面印刷の		
	において,両面印刷の用紙を用いるときは,片面を1枚として額				用紙を用いると	きは,片面を1枚として箸	領を算定する。
	を算定する。			[

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した 録音テープを同時に視聴する場合。

(略)

【改正理由】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の改正に伴い、開示の実施の方法からフレキシブルディスクカートリッジに関する項目を削除するとともに、規定の整備を図るものである。

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した 録音テープを同時に視聴する場合。

(略)